

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会設置要綱

（設置）

第1条 荒瀬ダムの撤去にあたり、治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行いながら、より安全かつ環境に配慮したダム撤去を実施するため、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、以下の事務を所掌する。

- （1） 荒瀬ダム撤去に伴うモニタリング（治水・環境）調査結果の評価・検証に関すること。
- （2） 荒瀬ダム撤去計画の実施等に係る技術的指導・助言に関すること。
- （3） 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（任期）

第4条 委員会の委員及び顧問の任期は4年以内とし、再任することができる。

2 委員会の委員及び顧問が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員及び顧問を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員及び顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、熊本県企業局工務課において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。